

第7回農地部会議事録

- 1 招集日 平成30年7月5日（木）
- 2 開会日時及び場所
平成30年7月5日（木） 午後2時00分
雲仙市役所本庁舎別館3階防災対策室
- 3 閉会日時 平成30年7月5日（木） 午後3時17分
- 4 委員氏名

(1)出席者（17名）

1番 水口 正好	3番 大島 忠保	4番 渡部 篤	7番 渡辺 勝美
8番 本田 岩勝	9番 林田 剛	10番 横田 晴喜	11番 松尾 文昭
14番 吉田 良一	16番 森崎 茂徳	18番 内田 弘幸	24番 草野 定
28番 田浦 則利	32番 鶴殿 徳康	33番 渡邊 茂徳	34番 馬場 保
36番 川内 幸徳			

(2)欠席者（1名）

15番 平野 利光

(3)部会長の依頼により出席（1名）

35番 小筏 正治（副会長）

5 議事に参与した者

事務局長	坂本 英知
参 事	増富 浩彦
主 事	北尾 祥
嘱 託	大石由紀子

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（会長専決事項）
- 日程第3 議案第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第37号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第38号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第39号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について
- 日程第7 議案第40号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について

午後2時00分開会

○事務局長（坂本 英知君） 農業委員会等に関する法律第28条第4項の規定に達しております。部長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） ただいまから平成30年第7回雲仙市農業委員会農地部会を開会いたします。各委員の協力方よろしくお願いします。

本日の付議すべき事項として、報告第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請（会長専決事項）について、議案第36号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案第37号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案第38号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、議案第39号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、議案第40号農地法第2条第1項の「農地」の判断について、議案第41号非農地判断の取り消しについて、以上、報告1件、議案6件を付議します。

議事進行上、発言される場合は、挙手をして、議長が指名をしてから起立しマイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

早速議事に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第12条の規定により、8番、本田委員、9番、林田委員、両委員を指名いたします。

次に、日程第2、報告第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請（会長専決事項）について、事務局からの報告を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（報告第1号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

次に、日程第3、議案第36号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君） 今回、まず申請の取り下げの申し出があっております。

議案の6ページ、受付番号27番については、当該農地に賃貸借権の設定がなされており、6月28日付で取り下げの申し出があっております。

また、本案件につきましては、貸借の期間満了日である、ことしの10月以降に再度申請をされるということでした。

(議案第36号について議案書をもとに説明)

○議長(馬場 保君) ありがとうございました。

受付番号23番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡邊委員。

○委員(33番 渡邊 茂徳君) 議席番号33番、渡邊です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号23番については、規模拡大のため買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長(馬場 保君) ありがとうございました。

受付番号23番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(馬場 保君) ご質疑がないようですので、議案第36号、受付番号23番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号24番、25番は譲受人が同一の案件ですので、一括して審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡邊委員。

○委員(33番 渡邊 茂徳君) 議席番号33番、渡邊です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号24番、25番については、規模拡大のため買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長(馬場 保君) ありがとうございました。

受付番号24番、25番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(馬場 保君) ご質疑がないようですので、議案第36号、受付番号24番、25番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号26番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。

○委員(24番 草野 定君) 議席番号24番、草野です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号26番については、譲渡人が高齢で耕作できないため、近隣農地を耕作している譲受人が買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号26番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第36号、受付番号26番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号27番については、取り下げの申し出がっておりますので、受付番号28番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。大島委員。

○委員（3番 大島 忠保君） 議席番号3番、大島です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号28番については、親から子へ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号28番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第36号、受付番号28番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号29番の審議に入ります。地元委員の意見をお聞かせください。松尾委員。

○委員（11番 松尾 文昭君） 議席番号11番、松尾です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号29番については、規模拡大のため買い受ける案件です。農地法第3条2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号２９番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第３６号、受付番号２９番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号３０番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。林田委員。

○委員（９番 林田 剛君） 議席番号９番、林田です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号３０番については、譲渡人が遠方に在住しており、実家の家族も高齢で耕作できないため、近隣農地を耕作している譲受人が借り受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号３０番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第３６号、受付番号３０番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号３１番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。林田委員。

○委員（９番 林田 剛君） 議席番号９番、林田です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号３１番については、新規就農のため借り受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号３１番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第３６号、受付番号３１番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号３２番、３３番は交換の案件ですので、一括して審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡部委員。

○委員（４番 渡部 篤君） 議席番号４番、渡部です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号３２番、３３番については、耕作利便のため交換する案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号３２番、３３番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第３６号、受付番号３２番、３３番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第４、議案第３７号農地法第４条第１項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第３７号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号１番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。内田委員。

○委員（１８番 内田 弘幸君） 議席番号１８番、内田です。

農地法第４条第１項の規定による許可申請の受付番号１番について、申請人は、資材置き場用地への転用を計画されています。

申請地は、平成３０年５月１１日、農振除外されております。また、生産性の低い、おおむね１０ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第２種農地であると考えられます。農地法第４条第２項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号１番について、ご質疑がありましたらお願いします。森崎委員。

○委員（１６番 森崎 茂徳君） 水路はどげんになっているの。

○議長（馬場 保君） 事務局、よろしいですか。

○事務局（北尾 祥君） 3ページのほうに現況写真が載っておりますが、こちらのほうでもわかられるとおりに、見た目では水路のほうが見えないんですね。恐らく下のほうに暗渠排水が入っているのかなと思うんですけど、申請人のほうも、こちらの310の1と310の2の間は使われないということでおっしゃられておられますので、310の1と2のみの申請となっております。

○議長（馬場 保君） 大島委員。

○委員（3番 大島 忠保君） 調査会のなかでも話になりましたが、6ページの310の3というのが、そのほうに水路があるそうです。その水路が詰まらんようにちゃんとした施しをしてくださいというような意見もありました。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。よろしいですか。ほかにご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第37号、受付番号1番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号2番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。大島委員。

○委員（3番 大島 忠保君） 議席番号3番、大島です。

農地法第4条第1項の規定による許可申請の受付番号2番については、簡易手続相当の違反事案に該当するものとし、追認申請が提出されたものです。

申請地は、農振白地であり、愛野・森山バイパスインターチェンジから300メートル以内に存在することから、第3種農地であると考えられます。農地法第4条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号2番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第32号、受付番号2番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号３番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。大島委員。

○委員（３番 大島 忠保君） 議席番号３番、大島です。

農地法第４条第１項の規定による許可申請の受付番号３番については、簡易手続相当の違反事案に該当するものとし、追認申請が提出されたものです。

申請地は、農振白地であり、生産性の低い、おおむね１０ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第２種農地であると考えられます。農地法第４条第２項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たっては問題ないと思われます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号３番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第３７号、受付番号３番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第５、議案第３８号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

本案件につきましては、横田委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第３１条第２項の規定により退室をお願いします。

〔１０番 横田 晴喜委員 退場〕

○議長（馬場 保君） 事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第３８号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

１１ページ、１番から１４ページ、８番は貸借権による案件、１５ページ、９番から１８ページ、１６番は所有権移転による案件、１９ページ、１７番から２０ページ、１９番は農地中間管理機構への貸し付けによる案件です。議案第３８号に対する質疑を行います。

まず、１１ページ、１２ページについて、ご質疑ありませんか。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、１３ページから１４ページについて、ご質

疑ありませんか。ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、１５ページ、１６ページについて、ご質疑ありませんか。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、１７ページ、１８ページについて、ご質疑ありませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、最後に、１９ページ、２０ページについて、ご質疑ありませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第３８号は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することとします。

ここで、横田委員の入室を求めます。

〔１０番 横田 晴喜委員 入場〕

○議長（馬場 保君） 満場一致で了解してもらいましたので報告いたします。

次に、日程第６、議案第３９号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第３９号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第３９号に対する質疑を一括で行います。ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第３９号農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、議案第39号につきましては特に異議なしと回答することに決定しました。

次に、日程第7、議案第40号農地法第2条第1項の「農地」の判断についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第40号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

整理番号1番、2番について一括して審議します。

申請地は、ともに農振農用地内であり、農林水産課への協議の結果、整理番号1番については、雲仙市農業振興地域整備計画全体見直しで除外検討可能の見込みがあること、また、やむを得ない場合のみ、随時変更で除外申し出があれば対応も可能との回答をいただいております。

次に、整理番号2番については、農用地区域の集団性を損ねるおそれがあり、現時点では除外に厳しい可能性が高いとの回答をいただいております。

まず、整理番号1番について、ご質疑ありませんか。森崎委員。

○委員（16番 森崎 茂徳君） 今の農振の除外については逆じゃなかろうかと私は思うんです。ここは、瑞穂の場合がよか畑に、結構きれいになっとるけね。南串山が全体がもう山になっとるですね。だから、逆じゃなかろうかなと私は思うんですけどね。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明よろしいですか。

○参事（増富 浩彦君） 申請番号の2番なんですけども、現状は山のようになっていると、事務局でも確認はしとっとですけども、周りが耕作してあるんですね。農振地域のちょうど真ん中になる形になるもんやけんか、農用地からは除外ができないということで回答が来ております。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。

○委員（16番 森崎 茂徳君） 非農地という判断はするとよね。

○参事（増富 浩彦君） はい、します。農振の除外ができない。非農地の判断はするとですよ。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。1番について、ご質疑はありませんか。ご質疑ございませんか。水口委員、説明よろしいですか。

○委員（1番 水口 正好君） 1番、水口です。申出地は、実質もともとが人が通れず耕作不便のため長年耕作されておらず、今後も利用される見込みもない為、何とぞよろしくお願いいたしますと思います。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。事務局はどがん。ちょっと説明をお願いします。

○参事（増富 浩彦君） 別添4の2ページですね。申請地は、申請人の家のところからしか進入がで

きません。現状は、森崎委員が言われるとおり、山林までとは言い切れないかなとは思いますが、そういう事情もありまして、申請人しか保全管理あたりもできないんじゃないかと。

申請人は農家ではなく、今後利用される見込みがないので、周辺の農地に迷惑にならないように、農地としてではなく、山林として保全管理をしてもらわないと思っております。

○議長（馬場 保君） 1 番についてどうしますか。

○委員（3 番 大島 忠保君） この人たちが、もしそれはどうも山で荒してどうもならんという部分があれば考える必要があるかもしれんばってん、あの中には水路も通ってっていますし、別にこっちの田んぼの人たちが迷惑かからんというなら、それはそれなりによかとじゃなかとですか。

○議長（馬場 保君） しばらく休憩をします。

午後 3 時 03 分休憩

.....
(休憩中、事務局より非農地判断について説明)
.....

午後 3 時 11 分再開

○議長（馬場 保君） 議事を再開してよろしいでしょうか。

先ほど大島委員、あるいは水口委員のほうからご意見が出ましたけども、皆様よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） それでは、ご質疑がないようですので、次に、整理番号 2 番について、ご質疑ありませんか。川内委員。

○委員（3 6 番 川内 幸徳君） 事務局と一緒に行ったわけですけど、確かにもう山でした。でも、農振から外すことはできないということですが、農地じゃないということは間違いないんです。

○議長（馬場 保君） ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第 4 0 号農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断については、対象地は農地ではないと判断することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、対象地は農地ではないと判断し、今後非農地通知を発出することといたします。

次に、日程第 8、議案第 4 1 号非農地判断の取り消しについてを議題とします。

事務局、提案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第 4 1 号について議案書をもとに説明）

こちらについては、平成30年3月5日、非農地判断を行って、非農地通知を発出した分になります。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

本案件は、平成28年度の利用状況調査によりB分類と判定をしたものに対し、平成30年第3回農地部会において非農地と判断し、非農地通知を発出したものを、所有者から異議があり、非農地判断の取り消しを行うものです。

まず、30ページについて、ご質疑ありませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第41号非農地判断の取り消しについては、申し立てのとおり取り消すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、対象地は農地であると判断し、今後非農地通知の取り消し通知を発出することといたします。

お諮りします。本農地部会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。3年間、ご苦勞でございました。

午後3時17分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 7月 5日

議 長

署名委員

署名委員